

町田市情報公開・個人情報保護審査会
2023年度第16号事件
(審査請求人 ○○ ○○)

2025年4月21日

答 申

町田市長 石坂 丈一 様

町田市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 野 村 武 司

2024年3月26日付け23町政デ第386号(2023年度第16号事件) でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

審査請求人○○○○(以下「審査請求人」という。)が2023年8月17日に処分庁町田市長(以下「処分庁」という。)に対して行った公文書公開請求に対して、処分庁が2023年8月31日付け23町政デ第105号の2をもって行った不存在を理由とした非公開決定は、妥当である。

第2 審査請求の趣旨

審査請求人は、処分庁が2023年8月31日付け23町政デ第105号の2をもって行った不存在を理由とした非公開決定処分(以下「本件処分」という。)を取り消し、請求文書を公開せよとの裁決を求めた。

第3 本件事案の経緯

1 審査請求人は、町田市情報公開条例(以下「条例」という。)第8条第1項の規定により、2023年8月17日に処分庁に対し、①「コンピュータシステム(行政)のログ記録が市が持っている記録であることを確認できる情報」、②「①の市が持っている記録に対して、市の求めに応じ、システム提供業者から提供されることを確認できる情報」を対象とする公

文書公開請求を行った。

2 処分庁は、審査請求人に対して、以下の理由から請求された公文書は存在しないとして、2023年8月31日付け23町政デ第105号の2により本件処分を行った。

①については、コンピュータシステム（行政）は、システム提供事業者が提供するサービスを利用しており、ログは、システム提供事業者がシステムの運用・保守のために取得しているものであることから、職員が組織的に利用できる状態にはない。

②については、ログ記録は市が保有している情報ではないことから請求内容に合致する情報はない。

3 審査請求人は、審査庁町田市長（以下「審査庁」という。）に対して、本件処分を不服として2023年11月30日付け「審査請求書」により本件審査請求を行った。

4 処分庁は、2024年1月9日付け23町政デ第271号の2「弁明書」により弁明した。

5 審査請求人は、2024年2月1日に「反論書」により反論した。

6 審査庁は、条例第14条第2項の規定に基づき、2024年3月26日付け23町政デ第386号「公文書非公開決定処分に係る審査請求について（諮問）」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。

7 審査会は、次のとおり調査審議を行った。

| | |
|-------------|----------------|
| 2024年7月19日 | 審議 |
| 2024年8月20日 | 処分庁への事情聴取 |
| 2024年9月26日 | 審査請求人による口頭意見陳述 |
| 2024年11月14日 | 審議 |
| 2024年12月19日 | 審議 |
| 2025年1月23日 | 審議 |
| 2025年2月6日 | 審議 |
| 2025年3月6日 | 審議 |

第4 審査請求人と処分庁の主張

1 審査請求人は、審査請求書において、主に次のとおり主張した。

コンピュータシステム（行政）のログ記録は、記録の発生起源が市の業務

であり、記録が発生した時点から市が保有する情報資産である。

2 処分庁は、弁明書において、主に次のとおり主張した。

実施機関が使用しているコンピュータシステム（行政）は、システム提供事業者がクラウド上に構築した環境をサービス利用しているものであり、ログインした際のログ記録はクラウドサーバ上に自動的に記録される。

市は、クラウドサーバの運用保守を含むシステムサービスを利用しており、ログ記録はインシデント対応等のためシステム提供事業者が必要に応じて取得し、実施機関に提供する形で利用される。そのため、コンピュータシステム（行政）のログ記録は職員が職務上自発的に作成するものではなく、インシデント対応等以外で取得することのない電磁的記録である。以上のことから、「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」という公文書の定義に該当せず、市が当該ログ記録を組織的に利用できることを前提とした請求である本件対象文書は不存在であるとして本件処分を行った。

3 審査請求人は、反論書において、主に次のとおり主張した。

(1) 請求内容のログ記録は、オンプレミス環境であろうとクラウドサービス環境であろうと情報システム内部の端末の操作記録である。

(2) 端末は、職員が情報処理を行うために操作するものであり、町田市情報セキュリティ基本方針によると、業務以外に操作してはならない。よって、端末の操作記録は業務記録であり、発生起源からしても、市の情報資産である。

(3) 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの内容から、ログ取得にかかわるクラウドサービス事業者が提供するサービスとして、以下のものがある。

①各種ログ及び情報セキュリティの確保に必要な記録を取得するログ取得機能

②取得した記録を保護する保護機能

③取得したログを定期的に点検又は分析する監視機能

これらにおいて、クラウドサービス事業者がサービス提供を遅滞させる理由がないので、利用者は記録の発生と同時に、サービス提供を受けるはずである。

(4) ログ記録が存在することから、市はクラウドサービス事業者に対して、

- 提出手続きを明確に示し、提出を受けなければならないケースがある。
- (5) 処分庁の弁明は、あたかも市のログ記録のすべてが、クラウドサービス事業者が収集するログ記録であるかのように装った弁明であり、不当である。
 - (6) クラウドサービス事業者が管理するログ記録には、保護機能があるので、職員が操作する端末のログ記録は、記録と同時にクラウドサービス事業者で一定の期間保存される。
 - (7) 処分庁の弁明は、教育委員会の弁明とほぼ同じであることから、市ぐるみで、不当労働使役、不正アクセス、セキュリティ対策の不備等を監視する市民の権利を妨害する違法な処分と言わざるを得ない。

第5 審査会の判断

1 公開請求対象と本件処分について

本件公開請求は、①「コンピュータシステム（行政）のログ記録が、市が持っている記録であることを確認できる情報」及び②「市が持っている記録に対して、市の求めに応じ、システム提供者から提供されることを確認できる情報」を請求対象として特定して行われた。これに対し、実施機関は①について、コンピュータシステム（行政）は、システム提供者が提供するサービスを利用しており、ログはシステム提供者がシステムの運用・保守のために取得しているものであり、職員が組織的に利用できる状態になく、該当文書は存在しないとの非公開決定を行った（本件決定1）。また、②については、ログは市が保有している情報ではないため、請求内容に合致する情報はないとして、非公開決定を行った（本件決定2）。

これに対し、審査請求人は、コンピュータシステム（行政）のログ記録は、記録の発生源が市の業務により発生したものであり、記録が発生した時点から市が保有する情報資産であるとして、公開請求対象文書の公開を求めて本件審査請求を行った。

2 本件決定1について

実施機関の説明によると、実施機関が使用するコンピュータシステムは、システム提供事業者（以下、本件システム提供事業者）がクラウド上に構築した環境をサービス利用しているもので、ログ記録はシステム提供事業者が

設置・運転するクラウドサーバに自動的に記録されるものであるとのことである。

町田市総合行政情報システム（第二次仮想化基盤サービス）（以下、本件システム）に関する本件システム提供事業者と実施機関の間に締結された契約書及び仕様書によると、本件システム提供事業者が所有する設備の提供を一体的に受けるものとされている。

また、ファイルサーバ環境としてアクセスログディスク、ログ監査機能が提供され、これらのサービス提供、維持管理、インシデント対応は本件システム提供事業者が行うものとなっている。当審査会が実施機関に確認したところによると、ログ記録については、本件システム提供事業者が設置・運転するサーバ内に記録され、サービス提供・維持管理・インシデント対応のために使用されるものとのことである。具体的には、不正アクセス等のインシデント対応の一環として、実施機関が本件システム提供事業者と情報を共有の上協議して対応を行うために、取得する場合があるとのことである。

以上のことを踏まえると、本件システムは本件システム提供事業者の所有する設備に設置され、ログ記録はファイルサーバ環境として実施機関が提供を求める環境の一部に自動的に記録されるものであるが、実施機関が自らの権限でアクセスできる状況になく、インシデント発生に伴い本件システム提供事業者から提供されるものであることが認められる。本件条例は、公開請求の対象となる「公文書」を、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(略)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう」と定めており、ログ記録については、少なくとも実施機関の職員として組織的に用いるものとして現に保有しているという状態であるとまでは言えない。

したがって、ログ記録が公文書であるとは言えないことから、「コンピュータシステム（行政）のログ記録が、市が持っている記録であることを確認できる情報」であることが確認できる公文書は存在しないとした本件実施機関の判断は妥当である。

3 本件決定2について

審査請求人の公開請求対象としているのは、「市が持っている記録に対して、市の求めに応じ、システム提供業者から提供されることを確認できる情

報」であり、ログ記録が「市が持っている記録」であることを条件として行われているものである。本件システムに関しては、本件システム提供事業者との間に締結された契約が存在し、その契約書及び仕様書においてインシデント対応の一環として共有される情報にログ記録が含まれることは、当審査会において実施機関から確認したところである。しかしながら、「市の持っている記録」の本件システム提供事業者からの提供に関する契約等ではないため、本件請求に合致する情報がないとして、非公開決定を行った実施機関の判断は妥当である。

4 結論

以上のことから、本件実施機関の判断は妥当である。